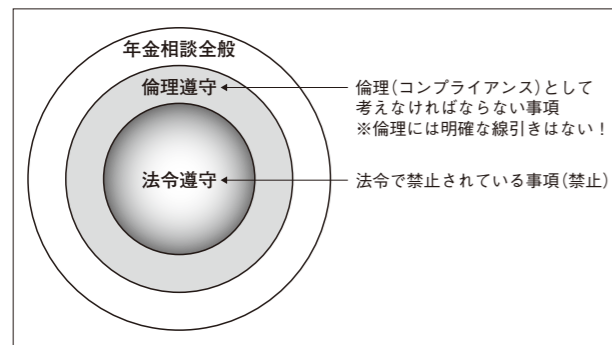


図表1 「公的年金」に関わる倫理遵守と法令遵守



社労士以外の者の年金アドバイス

2
 以上は、社労士法において年金請求書を作成したり、本人に代わって行政機関へ提出手続きを行うことに対する規制であった。

それでは、純粹に年金に関する相談に応じたり、アドバイスを行ったりすることは、社労士法に違

Section 1

年金相談コンプライアンス

年金相談におけるコンプライアンスについては、個人情報を取り扱うことになることから、個人情報の漏洩に注意すべきであるが、そもそも、社会保険労務士でない者が年金相談を無制限に行ってもよいのだろうか。ここでは、社会保険労務士法（以下「社労士法」という）をベースに、年金相談におけるコンプライアンスについてまとめた。

社会保険労務士法人オスビス
 代表社員 特定社会保険労務士

井上義教

社労士法に定められている社労士の業務

1
 まず、社労士法第2条（社会保険労務士の業務）第1項に「社会保険労務士は、次の各号に掲げる事務を行うことを業とする」とある。そして、当該条文には「別表第1に掲げる労働及び社会保険に関する法令（以下「労働社会保険諸法令」という）に基づいて申請書等（行政機関等に提出する申請書、届出書、報告書、審査請求書、異議申立書、再審査請求書その他の書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識できない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ）を作成する場合における当該電磁的記録を含む）をいう。以下同じ）を作成すること」とある。また、社労士法第2条1の2には「申請書等について、その提出

に関する手続を代わつてすること」も社労士が行う業として記載されている。「別表第1」には、国民年金法、厚生年金保険法が含まれていることから、年金の請求書を作成することは、社労士の「業」であることがわかる。

また、社労士法第27条（業務の制限）には「社会保険労務士又は社会保険労務士法人でない者は、他人の求めに応じ報酬を得て、第2条第1項第1号から第2号までに掲げる事務を業として行つてはならない」とあることから、社労士でない者が報酬を得て、年金請求書を作成したり、提出に関する手続きを代わつてしてはならないことになる。

ここまですが社労士法における規制である。なお、社労士法第27条違反には罰則の規定も設けられており、「1年以下の懲役又は100万円以下の罰金」に処せられることになっている（社労士法第32条の2）。

反しないのだろうか。

これについては、年金に関するアドバイスそのものは、社労士法第2条第1項第3号（事業における労働管理その他の労働に関する事項及び労働社会保険諸法令に基づく社会保険に関する事項について相談に応じ、又は指導すること）に該当し、社労士の行う業には該当するものの、社労士法第27条（業務の制限）の規制対象とはなっていないことから、有償・無償を問わず、社労士法に違反することとはならない。ここまですると、次のようになる。

*
 社労士でない者が報酬を得て、年金請求書を作成してはならない

無報酬のサポートは倫理的には避けるべき

3
 さて、コンプライアンスを考えるに当たって、年金相談が社労士法の規制対象でないことであれば、何を行つてもよいのだろうか。ここで、「コンプライアンス」の持つ本来の意味を考えてみたい。コンプライアンスには、直接的

には「命令や要求に従う」という意味があるが、日本では一般的に「法令や企業倫理を遵守すること」と訳されている。

年金相談において「法令を遵守すること」は社労士法を遵守することであるが、では「企業倫理を遵守する」という観点を年金相談に置き換えてみると、どのようなことが言えるのだろうか（図表1）。例えば、金融機関の職員やFPが、顧客の年金請求書の記入のサポート（有償で「作成すること」は社労士法の規制対象である）を行うことや、金融機関の職員が記入等のサポートを行った結果、自社に年金の口座指定を受けるといふ行為に、果たして問題がないのだろうか。